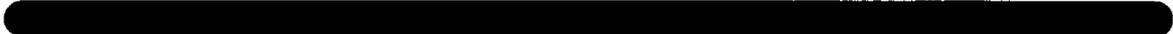
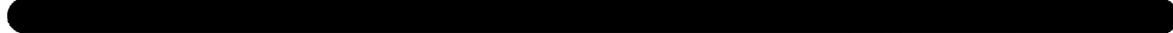
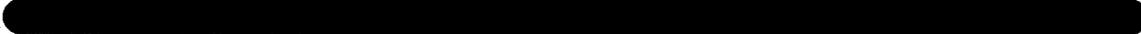


報告・連絡書

平成 30 年 5 月 18 日

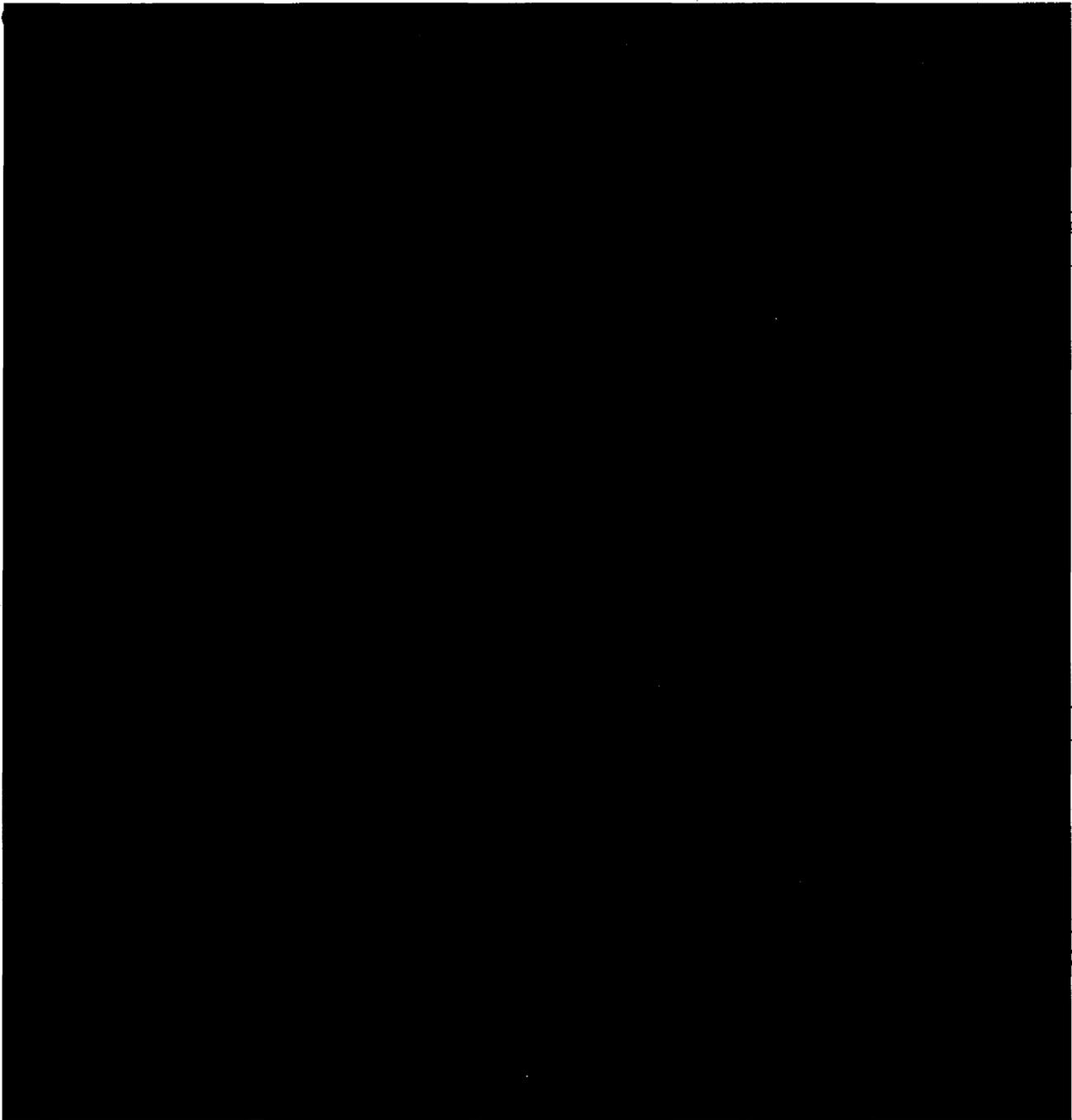
防災原子力 安全課長 	防災原子力 安全課長補佐 	防災原子力 安全課係長 	課員    	防災原子力安全課 消防防災・原子力安全担当 記録者職氏名 主事 田村 俊 
相手方(会議名)		あて先	区分 会議  電話 来訪 <input type="checkbox"/> その他	
主題 第 6 回東海第二地域原子力防災協議会作業部会				
1 日 時 平成30年5月23日(水)午後1時30分から午後2時45分まで 2 場 所 茨城県庁 6階 災害対策本部室 3 参加者 別添出席者一覧のとおり(当課参加者 秋山係長, 田村(記録者)) 4 結 果 ・資料1により, 地域原子力防災協議会及び作業部会設置の趣旨等について説明。 ・資料2, 4により, 茨城県及び各市町村における避難計画の進捗状況を共有。 ・資料3により, 東海第二地域における緊急時対応の策定ステップを説明。 5 主な意見 内閣府: 作業部会の目指すところとして, 緊急時対応の策定過程において, 自治体の避難計画の具体性・合理性を確認していくことを最終目標としている。ただし, 決して緊急時対応を作成するだけのものではなく, 既に緊急時対応を策定している他地域の事例を予め共有することで, 避難計画策定のプロセスの中で, 具体性・合理性を高めていければと考えている。 ひたちなか市:  県保健体育課: 現在, 避難マニュアルの改訂に取り組んでいるが, 時間がかかっているため, 具体的なスケジュールは示せない。 内閣府: 全国的に見ると, 児童・生徒には早期に避難させることになるが, 県保健体育課においても検討を重ねているところになると思う。 東海村: 放射線防護施設の食糧備蓄が1週間に満たない施設については, 備蓄の増強を検討するとあるが, 放射線防護施設については, 備蓄に限らず想定退避期間を屋内退避できるよう燃料タンク, 雑用水貯水槽及び排水貯水槽等の整備も実施しているところである。それらの改修費についても, 内閣府で考えているのか? 内閣府: 確認する。 東海村:      内閣府:   日立市:  県保健体育課: 教育委員会で公立学校に対して調査を実施しているが, 8割を超える学校が策定しているとの回答を得ている。登下校中に避難指示が出た場合どのような対応をとるのか等を盛り込んだ計画となっている。 日立市:  内閣府: 地域によって方法は違う。基本的には自治体において把握していただきたい。内閣府でできることは, 事例を探すことになる。 高萩市:   内閣府: OIL 1, 2に該当する地域が特定され, 一時移転の指示と併せて安定ヨウ素剤の配布指示を				

行うので、指示を受けて対応できるようにして頂きたい。

茨城県：各市町村において、今後勉強会で取り上げて欲しい項目はあるか。茨城県が主導する項目と市町村で個別に取り組む項目があると思う。在宅の避難行動要支援者数の把握や安定ヨウ素剤の緊急時配布については、市町村において検討が進まない項目であるため、これらの項目を勉強会の議題にしたいと考えている。

水戸市

内閣府



報告書・連絡書

平成30年5月23日

課長	室長	係長	係員	記録者(所属, 補職, 氏名)
高安	小林	渡部		防災・危機管理課 主事 森 翔平
主 題	第6回東海第二地域原子力防災協議会作業部会			
日 時	平成30年5月23日13時30分～			
場所等	県庁災対本部室			
出席者	別添のとおり		高安課長, 小林室長, 渡部係長, 森	
内 容	<p>1 児童・生徒の避難について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点での学校の避難マニュアル作成の状況などについて伺いたい。(太田市) →児童・生徒について家族と一緒に避難してもらうことが理想である。 ・私立の学校については、権限外であるので、別途協議・対応が必要となる。(県保健体育課) ・村外に通学している生徒についての、避難マニュアル(単独災害・複合災害)は作成しているのか。(東海村) →現在検討中である。(内閣府) <p>2 備蓄日数の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄日数が3日から7日に変更されているが、備蓄庫の容量改修費用は国で負担していただけるのか。(東海村) →今後検討する。(内閣府) <p>3 事務所・事業所への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的にどのように対応する必要があるのか。(日立市) →どのような対応策を構築するかは、各自治体の皆さま次第である。他地域の具体例などをお示しすることはできる。(内閣府) <p>4 緊急時対応マニュアルについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール間はどのようなものとなっているのか。(水戸市) →現時点において、作成時期はお示しできない。大臣からも見通せる段階にないとの話をもらっている。(内閣府) 			

平成30年5月23日(水)

報告者：三浦

会議等報告書

件名	第6回東海第二地域原子力防災協議会作業部会
参加者	川崎課長, 小田倉主幹, 報告者
開催日時	平成30年 5月23日(水) 13:30~
開催場所	茨城県庁6階 災害対策本部室
概要	<p>1. 開会, 挨拶 内閣府政策統括官(原子力防災担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原電の審査が着々と進んでおりますが, 使用済み燃料がある限り, 地域防災計画並びに広域避難計画は策定しなければならない。いずれにしても策定に向けて内閣府も全力で県と取り組んでいく。引き続きよろしくお願いします。 <p>2. 議題 (1) 避難計画の充実化について 【資料1】: 地域原子力防災協議会の設置について(平成27年3月20日)</p> <p>【資料2】: 東海第二発電所に係る避難計画の検討の深化に向けて ver.2</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府: 作業部会の目指すところとして「緊急時対応」を作成していくこと。東海第二地域の避難計画, 地域防災計画が全体として具体的かつ合理的であるかを確認することがミッションとなるが, それだけではなく, その後も計画の「精度」「練度」をあげていくものが作業部会である。 <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> 笠間市, 常陸太田市, 常陸大宮市で避難計画を策定済み。 13のうち10市町村が全ての避難先市町村と協定を締結済み。 <p>《共有すべき基本認識等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 地勢: 人口多い。 避難手段のバス, 福祉車両: 必要台数の把握, その確保策, オペレーションなどについて引き続き要検討。 避難行動要支援者, 観光客や民間企業の従業員などの一時滞在者の実態把握やそのオペレーションについては特に留意する。 <p>【資料3】: 東海第二地域の緊急時対応の策定ステップ(イメージ)(素案) ver.3</p> <ul style="list-style-type: none"> 着手, 未着手の項目についての「定点観測」資料として捉えてほしい。 内容については, 資料4にすべて含まれている。 <p>【資料4】: 東海第二地域の検討状況(2018.5.18時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な課題 <ol style="list-style-type: none"> 地域防災計画, 避難計画, 避難に係る協定 避難対象者 学校等, 医療機関, 社会福祉施設, 在宅の要支援者, 流入流出口, 企業の従業員, 一時滞在者の把握。

3 避難先

医療機関、社会福祉施設のマッチングはほぼ完了。県管轄分の有料老人ホームと市町村管轄（グループホーム）は対応検討中。

4 避難経路

東日本大震災での被災状況・復旧状況について要確認。交通誘導・規制については、茨城県警本部との要調整。

5 避難手段

- ・東海村の住民アンケート結果をもとにした必要なバス台数の推計・・・
PAZ：454台、UPZ：2,816台
- ・福祉車両の確保：県内医療機関、社会福祉施設への調査について調整中。

6 放射線防護施設

- ・PAZ内の医療機関、福祉施設などについて要検討。

7 避難退域時検査

- ・候補地は22か所。さらに増やす方向で検討。

8 避難先市町村対応

- ・各市町村において、受入れマニュアルや駐車場のキャパの確認など、実効性向上に向けた調整を行っている状況。

9 個別の避難計画

- ・学校：マニュアル改定予定（県教育庁）のため、各学校におけるマニュアル（計画）策定はこれから。
- ・社会福祉施設：約8割で避難計画を策定済み。
- ・医療機関：マッチング終了。病院ごとに避難計画を策定予定。
- ・観光地等：一時滞在者への対応については要検討。

10 モニタリング

11 安定ヨウ素剤

- ・分散備蓄と緊急時配布の在り方について、県で市町村の考え方を整理したうえで検討を進めていく予定。

12 被ばく医療

- ・原子力災害拠点病院として3か所を指定済み。協力機関として12か所を登録済み。
- ・「茨城県緊急被ばく医療活動・健康調査影響マニュアル」を改定予定。

13 事業者の協力

14 その他

- ・避難時間の短縮に向けた方策、タイムラインの提示についても要検討。
- ・避難時のガソリン切れや故障車両などへの対応についても要検討。

おわりに

（内閣府）懸念があれば出していただき、先行例を紹介したり、規制庁に聞くなり、対応はできると思う。いずれにせよ、この作業部会を通じて、県の勉強会を通じてやっていきたい。次回の作業部会は、早くて7月かと思っている。国の総合防災訓練が8月末にあるので、対応が後手になるかもしれないが、よろしく願いしたい。

第6回東海第二地域原子力防災協議会作業部会について（報告）

標記会議に出席しました。内容は下記のとおりです。

記

1 日時 平成30年5月23日(水) 13時30分から14時45分まで

2 場所 茨城県庁6階 災害対策本部室

3 出席者

日立市：菊池課長、星係長、永井

※出席者は、別紙参加者一覧のとおり

4 内容

本年度最初の作業部会であったため、内閣府から本作業部会の概要説明の後、今後の進め方について説明があった。主な内容は以下のとおり。

- (1) 避難行動^要支援者や民間企業の従業員等の一時滞在者について、対象者数を含む実態把握(いつがピークなのか)や移動手段(バス、福祉車両等)について要検討。
- (2) PAZ内の防護施設の充実化について、現状で足りているのか引き続き要検討。
- (3) 昨秋に内閣府が14市町村を訪問した際、PAZ住民が避難しているときにUPZ住民も動き出してしまい錯綜するのではないかという懸念の声が多くあった。住民に対し、屋内退避の有効性についての理解促進が必要。
- (4) 在宅の避難行動要支援者については、把握の方法・支援者の確保について、引き続き要検討。
- (5) 現在設定している避難経路について、東日本大震災での被災状況・復旧状況について要確認。
- (6) 放射線防護施設の食料備蓄について、1週間分に満たない施設は、今後、内閣府が備蓄を増強するように依頼する可能性あり。
- (7) 事業所の避難計画の策定について、進めていく予定はあるか。
→ 内閣府としては現在未定。市町村が事業所と計画策定の調整を進めるのであれば、東海第二地域以外の先進事例について情報提供することはできる。

~~(8) 事業所の避難計画の策定について、進めていく予定はあるか。
 → 内閣府としては現在未定。市町村が事業所と計画策定の調整を進めるのであれば、東海第二地域以外の先進事例について情報提供することはできる。~~

8
 (9) 東海第二地域の緊急時対応の取りまとめの時期は。

→ 資料4でわかるように、東海第二地域の諸課題に対する検討状況が道半ばであることを考えると、現時点では未定としか答えられない。

5 その他

(1) 茨城県としては、東海第二地域の喫緊の課題は、避難行動用支援者対策と考えており、今後、県の広域避難計画勉強会において、協議していきたいと考えている。14市町村で協議する内容があれば、勉強会で検討していきたいので、市町村からも提案をしてほしいという話が合った。

(2) 次回の作業部会は、早ければ7月中に開催する方向で調整する。

以上

報 告 書

市長 ※	副市長 ※	部長 	課長 	課長補佐 (総括) 	課長補佐 (グループ長)	グループ員  
会議名	第 6 回 東海第二地域原子力防災協議会 作業部会				記録者	桧山 
日 時	平成 30 年 5 月 23 日 (水) 13:30~14:45		場 所	県庁 6 階 災害対策本部室		
出席者	内閣府、原子力規制庁、経済産業省 茨城県：原子力安全対策課、防災・危機管理課、業務課、厚生総務課、道路維持課、保健体育課健康教育推進室 市町村：UPZ 圏内 14 市町村担当職員 当市：桧山課長、秋山総括補佐、記録者 オブザーバー：日本原子力発電(株)					

全国 13 地域に設置された地域原子力防災協議会のうち、本県では東海第二地域原子力防災協議会が設置されており、第 6 回の作業部会が開催された。

【議題】

1 避難計画の充実化について（内閣府説明）

（資料 1）地域原子力防災協議会の設置について

- ・地域原子力防災協議会設置の趣旨、運営内容、活動内容の報告。

（資料 2）東海第二発電所に係る避難計画の検討の深化に向けて ver. 2

- ・昨年、PAZ 及び UPZ の 14 自治体に、内閣府・規制庁・茨城県等の職員が訪問し、各自治体と意見交換を実施した際の「共有すべき基本認識等」をまとめたもの。

（資料 3）東海第二地域の緊急時対応の策定ステップ（イメージ）（素案） ver. 3

- ・本作業部会でのアウトプットが東海第二地域における「緊急時対応」の策定。
- ・他地域を参考としながら原子力災害対策指針等に照らして、具体的かつ合理的なものであることの確認として使うもの。
- ・複合災害を想定した緊急時対応の検討を進めていく。

（資料 4）東海第二地域の検討状況（180518 時点）

- ・東海第二地域における現状をまとめたもの。
- 発電所の再稼働にかかわらず、計画は作るもの。早くというよりは、良いもの（地域に合った具体的かつ合理的なもの）を作成していく。

2 その他

- ・次回は（早くて）7 月開催予定。
- ・今後、昨年同様に各市町村との意見交換を予定。（内閣府）

Q & A

Q：学校マニュアルの改定とあるがいつ頃を予定？

A：スケジュールは未定。早い段階からのオペレーションの要否の検討に時間がかかる。また、このマニュアルは公立学校向けのため、私立学校等は課題である。

Q：学校マニュアルは、複合災害に対応したものとなるのか？

A：現状は考えていない。今後、検討する。

Q：事業所へのアプローチはどこが？いつ？

A：統一的なマニュアルはない。他地域の実情をみて、検討していく。

様式第8号 (第20条関係)

起 案 用 紙

決裁区分：市長 () 副市長 () 部長 (○) 課長 ()

市長	副市長	主管	部長 課長 グループ リーダー 課員      	平成30年
決裁年月日 年 月 日		合 議	部長 課長 グループ リーダー 課員	市民生活部
指示事項等	部長 課長 グループ リーダー 課員		危機対策課	
	部長 課長 グループ リーダー 課員		保存期間 永、10、5、3、1、未	
情 報 公 開	公開・非公開の区分	公 開 ・ 部分公開 ・ 非 公開		
	非公開・部分公開とする理由	情報公開条例第 条第 号 該当		
	公開可能な時期	年 月 日		
分類番号	D - 1 - 5 -	起案年月日	30年5月25日	
施行年月日	年 月 日	起案者職氏名	印 (内線362)	
発送番号				
あて先	発 信 者			
件 名	復 命 書			
命により、第6回 東海第二地域原子力防災協議会作業部会 に出席いたしましたので、				
復命します。				
		課 長 篠原 新也 		
		課長補佐 長久保 有子 		
記				
1. 日 時	平成30年5月23日(水) 13:30 ~15:00			
2. 場 所	県庁6階 災害対策本部室			
3. 内 容				
あいさつ【内閣府 細野氏】				
12月以来の作業部会開催である。東海第二の審査状況についてはいろいろと報道されているが、				
いずれにせよ使用済燃料がある限り計画は策定しなければならない。今日は、細かい話もして				
いきたい。				
議題 (1) 避難計画の充実化について				
資料1 ~ 資料4 に沿って、説明を受ける。				

様式第6号 (第29条関係)

確 認	町 長	副町長	課 長	課長補佐	係 長	課 員	起案者

報 告 ・ 連 絡 書

場 所 水戸市笠原町978-6 茨城県庁 災害対策本部室	平成30年5月23日
	記録者 総務課 課長補佐 皆川 敦史
件 名 第6回東海第二地域原子力防災協議会作業部会について	
内 容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域原子力防災協議会の趣旨，運営，活動について説明があった。 ・ 協議会の趣旨 原子力災害時の要支援者対策，避難先や移動手手段の確保，国の実動組織の支援，原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について，協議・連絡調整等を行い，また地方公共団体に対し，計画の具体化・充実化に係る支援を行う。 ・ 内閣府原子力防災専門官が庶務を行う。 ・ 原子力発電所が所在する全国13地域に設置 ・ 作業部会の基本構成員は，原子力関係省庁と県であるが，オブザーバーとして関係市町村と電力事業者が参加している。 ・ 内閣府とオフサイトセンターもテレビ会議で参加 ・ 東海第二発電所に係る避難計画の検討深化に向けて，共有すべき基本認識等を確認した。 <p style="margin-left: 2em;">地勢，計画の策定状況（笠間市，常陸太田市，常陸大宮市は策定済），避難先，避難経路，避難手段，留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海第二地域の緊急時対応の作成イメージの提示があった。 ・ 学校の避難体制，マニュアル整備については検討中 	
要措置事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回は7月開催予定 	

以上で終了 (15:30)

その他事項

【担当課長会議の開催】

- ・原則、県庁にて対面開催
- ・議論内容の予定 
- ・後ほど案内メールあり

第6回東海第二地域原子力防災協議会作業部会 議事次第

1 開催日時

平成30年5月23日(水) 13:30～15:00

2 開催場所

茨城県庁6階 災害対策本部室

3 議題

- (1) 避難計画の充実化について
- (2) その他

参考 : 参加者一覧

【資料1】: 地域原子力防災協議会の設置について

【資料2】: 東海第二発電所に係る避難計画の検討の深化に向けて

【資料3】: 東海第二地域の緊急時対応の策定ステップ(イメージ)

【資料4】: 東海第二地域の検討状況

第6回 東海第二地域原子力防災協議会作業部会 参加者一覧

平成30年5月23日

	部署等
茨城県	原子力安全対策課
	防災・危機管理課
	厚生総務課
	薬務課
	道路維持課
	教育庁 保健体育課 健康教育推進室
東海村	防災原子力安全課
日立市	生活安全課
ひたちなか市	生活安全課
那珂市	防災課
水戸市	防災・危機管理課
常陸太田市	防災対策課
高萩市	危機対策課
笠間市	総務課
常陸大宮市	安全まちづくり推進課
鉾田市	総務課
茨城町	総務課
大洗町	生活環境課
城里町	総務課 地域防災室
大子町	総務課
経済産業省	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力立地政策室／原子力広報室
	関東経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課
内閣府	政策統括官（原子力防災担当）付 参事官（地域防災・訓練担当）付
	政策統括官（原子力防災担当）付（東海・大洗原子力規制事務所）
原子力規制庁	放射線防護企画課、監視情報課
原子力規制庁	東海・大洗原子力規制事務所

【オブザーバー】

	部署等
日本原子力発電株式会社	東海事業本部
	東海事業本部 地域共生部
	本店 発電管理室、地域共生・広報室

地域原子力防災協議会の設置について

平成27年3月20日
内閣府政策統括官
(原子力防災担当)

説明 オダカ

1. 協議会設置の趣旨

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

2. 協議会の運営

- 協議会は、(別紙1)の13地域に設置する。
- 協議会の基本構成員は(別紙2)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
- 作業部会の基本構成は(別紙3)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官(原子力防災担当)の協力を得て行う。
- 協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
- 効率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

3. 協議会の活動

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定及び平成27年3月5日の3年以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
 - (1) 協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官(原子力防災担当)及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
 - (2) 協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行う。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同幹事会に報告し、了承を求める。

- (3) 協議会では、道府県が(2)により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。
- (4) 協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。
- (5) (3)に基づき協議会が関わる訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関（IAEA）のガイダンスを参照して行う。

(別紙1)

地域原子力防災協議会の設置地域

地域	道府県
泊地域	北海道
東通地域	青森県
女川地域	宮城県
福島地域	福島県
東海第二地域	茨城県
柏崎刈羽地域	新潟県
志賀地域	石川県、富山県
福井エリア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県
浜岡地域	静岡県
島根地域	島根県、鳥取県
伊方地域	愛媛県、山口県
玄海地域	佐賀県、長崎県、福岡県
川内地域	鹿児島県

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

(別紙2)

地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付 危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官（防災担当）
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官（警備救難部担当）
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事（※）

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。

※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

(別紙3)

作業部会の基本構成

- 地域の内閣府原子力防災専門官
- 内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者
- 道府県の担当者（課長級以上） ※議題により出席者の変更可。
- 厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 関係機関（原子力研究開発機構（JAEA）、放射線医学総合研究所等）

※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。

※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができることとするが、市町村の課題については道府県担当者が代表する。



東海第二発電所に係る避難計画の検討の深化に向けて ver.2

《検討状況》

- ・ 昨年末以降、笠間市、常陸太田市、常陸大宮市が避難計画を策定済み。
- ・ 3月末に茨城県が「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」を改定。
- ・ 複数の市町が避難先市町村と避難についての協定を締結。13市町村のうち10市町村が全ての避難先市町村と協定を締結済み。
- ・ 今後の進捗を踏まえて、緊急時対応の作成に係る各種進捗状況を適時確認。課題認識の共有を図るとともに、適切な解決に向けた取組について議論する。

《共有すべき基本認識等》

■ 地勢

- ・ PAZ 8万人、UPZ 88万人と人口が多いこと。 *全96万人*
- ・ 東海第二発電所を含め、県内に原子力施設が多いこと。
- ・ 高速道路・国道ともに縦横に走っている点においては有利。

■ 計画の策定状況

- ・ 全14市町村のうち、①地域防災計画（原子力災害対策計画編）は、ひたちなか市を除く13市町村で策定済み。②避難計画は、笠間市、常陸太田市、常陸大宮市の3市で策定済み。

■ 避難先

- ・ 14市町村全てについて、県内・県外の避難先自治体がほぼ決定。
- ・ 避難先自治体との避難についての協定については、（自町内避難の大字町を除く）13市町村のうち10市町村が全ての避難先市町村と協定を締結済み。

■ 避難経路

- ・ 県の広域避難計画に基本経路のみ規定。

■ 避難手段

- ・ 県の方針として、基本的に自家用車避難。
- ・ バス、福祉車両等の必要台数の把握・確保策やオペレーションについては、引き続き要検討。

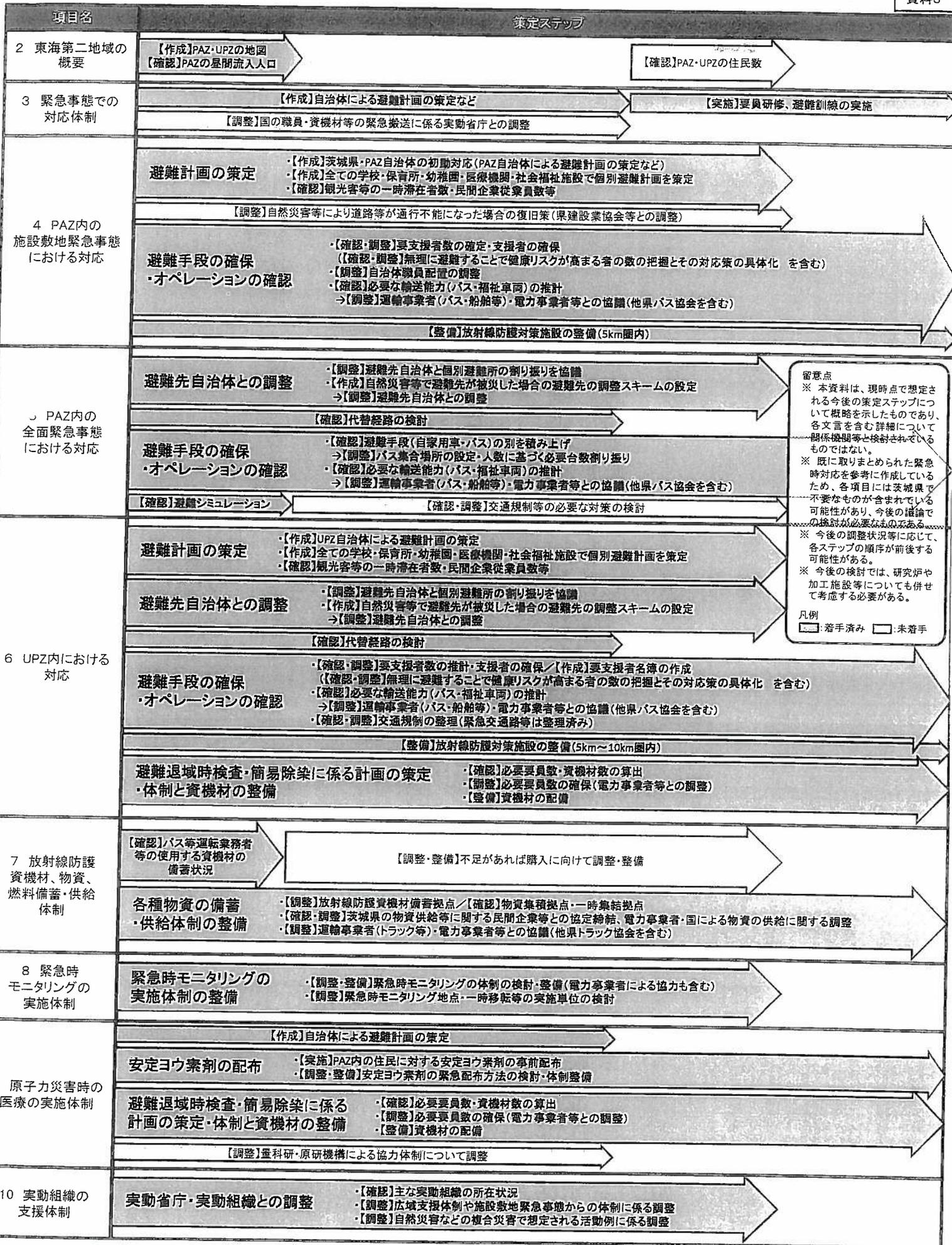
■ 特にオペレーションに留意する点

- ①要支援者（PAZ・UPZとも）や②民間企業の従業員（約44万人）等の一時滞在者（PAZ・UPZとも）については、対象者数を含む実態把握や移動手段等について要検討。
- PAZ内の防護施設の充実化について引き続き検討。

[備考] 屋内退避の有効性についての理解促進が重要。



東海第二地域の緊急時対応の策定ステップ(イメージ)(素案) ver.3



留意点

- ※ 本資料は、現時点で想定される今後の策定ステップについて概略を示したものであり、各文言を含む詳細について関係機関等と検討されているものではない。
- ※ 既に取りまとめられた緊急時対応を参考に作成しているため、各項目には茨城県で不要なものが含まれている可能性があり、今後の議論での検討が必要なものがある。
- ※ 今後の調整状況等に応じて、各ステップの順序が前後する可能性がある。
- ※ 今後の検討では、研究炉や加工施設等についても併せて考慮する必要がある。

凡例
:着手済み :未着手

東海第二地域の検討状況（180518 時点）

主な課題	検討状況
1. 地域防災計画・避難計画・避難についての協定	<p>《地域防災計画（原子力災害対策計画編）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東電福島原発事故後は、ひたちなか市を除く 13 市町村で策定済み。 <p>《避難計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 茨城県は、広域避難計画を策定済み（平成 27 年 3 月策定）。 ● 昨年末以降、笠間市、常陸太田市、常陸大宮市が避難計画を策定済み。 <p>《避難についての協定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自町内避難の太子町を除いた 13 市町村のうち、10 市町村において全ての避難先市町村と協定を締結。
2. 避難対象者	<p>《把握すべき事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校等（幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校、特別支援学校） →PAZ 内・UPZ 内それぞれの施設数／児童等の数／職員数 ● 医療機関（有床） →PAZ 内・UPZ 内それぞれの施設数／入院者数／職員数 等 ● 社会福祉施設 →PAZ 内・UPZ 内それぞれの施設数／入所者数／職員数 等 ● 在宅の要支援者 →PAZ 内・UPZ 内それぞれの人数 等 ● 昼間流入・流出口 →PAZ 内・UPZ 内それぞれの人数 ● 企業の従業員 →PAZ 内・UPZ 内それぞれの事業所数／従業員数 ● 一時滞在者 →PAZ 内・UPZ 内それぞれの施設数／来場者数／職員数 <p>《留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の医療機関、社会福祉施設への調査について調整中。 ● <u>在宅の要支援者については、把握の方法及び支援者の確保について引き続き検討。</u>

主な課題	検討状況
3. 避難先	<p>《市町村のマッチング》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内外での市町村間の避難所の割り振りはほぼ完了。 <p>《各種機関のマッチング》</p> <p>＜医療機関のマッチング＞</p> <p>【PAZ・UPZ 共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城県内、福島県内及び栃木県内の医療機関とのマッチング等を通じて受入先を確保済み。 <p>＜社会福祉施設のマッチング＞</p> <p>【PAZ・UPZ 共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県管轄分（特養、障害者施設等）は、マッチング完了。 ・ 県管轄分（有料老人ホーム）及び市町村管轄分（グループホーム）は、対応を検討中。 <p>＜福祉避難所＞</p> <p>【PAZ・UPZ 共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の市町村において、避難先と協議を実施。
4. 避難経路	<p>《避難経路》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県の広域避難計画に基本経路のみ規定。 ● 現在設定している避難経路について、東日本大震災での被災状況・復旧状況について要確認。 ● 交通誘導・規制については、茨城県警本部との要調整。
5. 避難手段	<p>《必要な車両台数の推計》</p> <p>【PAZ】バス 454 台 【UPZ】バス 2,816 台</p> <p>※UPZ では、GE に至ったら、まず屋内退避を行った上で、放射性物質放出後に行うモニタリングにより一定以上の空間線量率となる区域を特定し、一時移転を行うこととなる。上記の UPZ の台数は各区域の避難に必要となる台数を単純に合計したものである。</p> <p>※茨城県バス協会会員が所有する車両数 2,946 台（平成 30 年 2 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自家用車で避難できない住民は、東海村の調査結果（平日昼間 14.0%）をもとに推計。 <p>《運輸事業者との協定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県バス協会及び県ハイヤー・タクシー協会とは継続的に調整中。 ● 今後必要に応じて、鉄道や船舶での避難についても検討。 <p>《福祉車両の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の医療機関、社会福祉施設への調査について調整中。

主な課題	検討状況
6. 放射線防護施設	<ul style="list-style-type: none"> ● PAZ内のみでも8万人と人口が多いことに鑑みて、放射線防護施設の一層の整備（特にPAZ内の医療機関・福祉施設など）について要検討。 ● 特にPAZ内の放射線防護施設については、近隣の要配慮者の数と比較して十分な数が整備できているか要確認。 ● 候補となる施設の調査については、継続的に実施中。 ● 放射線防護施設の食糧備蓄については、1週間分に満たない施設については、備蓄の増強に係る依頼を行うことについて要検討。
7. 避難退域時検査	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難退域時検査場所の候補地は22か所。 ● 今後更に数を増やす方向で検討。
8. 避難先市町村対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 各市町村において、受入れマニュアルの作成や駐車場のキャパシティの確認など、実効性の向上に向けた調整を行っている状況。
9. 個別の避難計画	<p>《学校》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 約8割で避難計画を策定済み。 ● 避難計画の基礎となるマニュアル（公立学校向け）を改訂予定。 ● 早い段階からのオペレーションの要否について要検討。 <p>《社会福祉施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県管轄の社会福祉施設は、約8割で避難計画を策定済み。 <p>《医療機関》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 茨城県内、福島県内及び栃木県内の医療機関とのマッチング等を通じて受入先を確保済み。今後、病院ごとに避難計画を策定予定。 <p>《観光地等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PAZ・UPZ内には、多くの観光客が訪れる観光地が複数あるほか、大規模なイベントが多数開催されることから、原子力緊急事態発生時の一時滞在者への対応については、要検討。
10. モニタリング	<p>《モニタリングポストの設置状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● OIL判断に使用するモニタリングポストについては、茨城県緊急時モニタリング計画等検討会において検討済み。 ● ダストヨウ素サンプラは、今後増設予定。

主な課題	検討状況
11. 安定ヨウ素剤	<ul style="list-style-type: none"> ● PAZ 内（東海村、日立市及び那珂市）の事前配布率は 52.8%（平成 30 年 3 月末現在）。配布率の向上に向け、継続的に説明会・配布会を実施。 ● 備蓄分については、全備蓄量の 2/3 を PAZ・UPZ 内の 14 市町村に配備し、残り 1/3 を県で保管。 ● 分散備蓄と緊急時配布の在り方について、県で市町村の考え方を整理した上で検討を進めていく予定。
12. 被ばく医療	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力災害拠点病院として 3 か所を指定済み。原子力災害医療協力機関として 12 か所を登録済み。 ● 「茨城県緊急被ばく医療活動・健康調査影響マニュアル」を改定予定。
13. 事業者の協力	<ul style="list-style-type: none"> ● 原電、JAEA 等から人員の協力が得られる見込み。
14. その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難時間・走行時間の短縮に向けた方策について要検討。 ● タイムラインの提示についても要検討。 ● 避難時に生じることが想定される各種トラブル（ガソリン切れ車両、故障車両、路上放置車両の発生等）への対応についても要検討。

様式第11号 (第19条関係)

報告・連絡書

平成30年5月24日



町長	副町長	部長	課長 	補佐 	係長	係員 	報告者職 氏名印	総務部 総務課 係長 奥谷 寛之
相手方(会議名) 東海第二地域原子力防災協議会作業部会						宛て先	区外 会議 その他()	電話 来訪

主 題 第6回東海第二地域原子力防災協議会作業部会について

日 時 平成30年5月23日 13時30分～14時45分頃

場 所 茨城県庁6階 災害対策本部室

主催者 内閣府 原子力防災担当

出席者 海老澤防災・危機管理G長, 記録者(奥谷)

内 容

東海第二発電所施設周辺自治体が参加している作業部会。

議題は、避難計画の充実化について。

平成29年度に内閣府担当官, 原子力規制庁職員, 茨城県原子力安全対策課の職員が, UPZの自治体を回り, 広域避難計画に関する意見交換した結果を資料2にまとめ, この東海第二地域での現状及び検討状況を資料4にまとめ, 全体で情報共有するために部会を開催した。

資料4の内容を今後取り組んでいく課題であるため, 関係機関が連携して対応することに。

今後内閣府, 茨城県より, 作業等の指示が出る予定。例えば, 避難対象者で在宅の要支援者や, その方を支援する方の把握, 学校等での個別の避難計画など。

また, 調査等実施する場合には, 茨城県主催の広域避難計画勉強会での議題として取り組んでいく予定である。

その他

- ・避難計画は, 東海第二発電所がある限り, 動いても, 動かなくても作る必要がある。
- ・内閣府防災担当では, 東海第二発電所の審査状況については, ギリギリかと。
- ・昨年度UPZ自治体を訪問したが, 今年度秋ごろ再度訪問を検討している。
- ・資料4の学校で, 約8割避難計画を策定済みとしているのは, 公立学校のみデータ。
- ・安定ヨウ素材の配布タイミング, 避難時の配布場所などは, 今後県勉強会で検討したい。

開示・非開示の区分	開示一部	非開示の部分・理由	茨城町情報公開条例 条第 号該当
	非開示 非開示	開示可能時期	

